

### 1号柵跡（図版27、第51図）

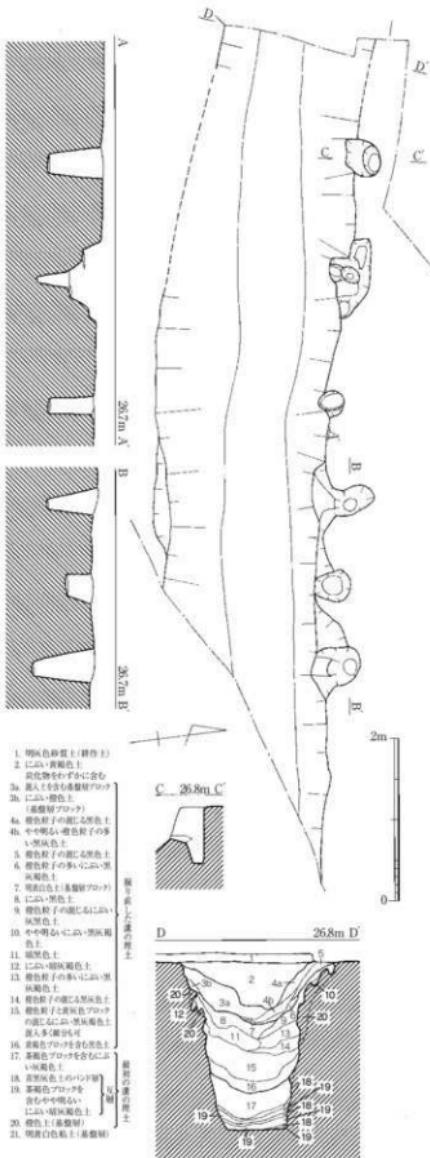
1号溝状遺構の北壁沿いに並ぶ柱列で、柱穴は6基あり直線には並んでおらず、芯々を通らないがやや湾曲しながら1号溝状遺構に併走している。柱間は100～200cmで、西側は調査区外に延びるようだが、東側は同じ柱間隔では検出されていない。柱穴の深さはほぼ均一で60cm前後と深く、埋土は1号溝状遺構の上位と変わらなかったので両者間の切り合は確認できなかった。出土遺物がなく時期は特定できない。

### 落ち込み状遺構（第53図）

北側調査区の南端から検出された不整形な深い落ち込みで、南東側の立ち上がりが調査区外にあるためプランの全体像がわからない。調査区内に残っている部分で長軸380cmを測る。埋土中央部は自然堆積ではなく、基盤層ブロックが多く入ることから、土取り痕のようでもある。出土遺物から8世紀初頭から前葉に属すると考えられる。

### 出土遺物（第54図）

3～11は須恵器である。3は器高が高い小型の蓋なので壺蓋だろう。4～9は壊蓋で、4は器面が摩滅しており胎土に白色粒子が目立つ。5はボタン状のつまみがつくもので、上面の器面が摩滅している。6は内面中央部の摩滅が著しいが、焼成不良部分だったのである。蓋の内面上に壊を置く重ね焼きだったのだろう。7は内外青灰色で重ね焼きの痕跡がない。8は裾部で大きな返りがつく。9は小さく屈曲する返りがつく。10は胴部の傾きが水平に近いので、台付高窓の可能性もあるが、底部がほぼ水平な壊とも考えら



第51図 1号溝状遺構・1号柵跡実測図 (1/60)

れる。11は小型高杯の裾部であろう。

#### ピット〇（第49・53図）

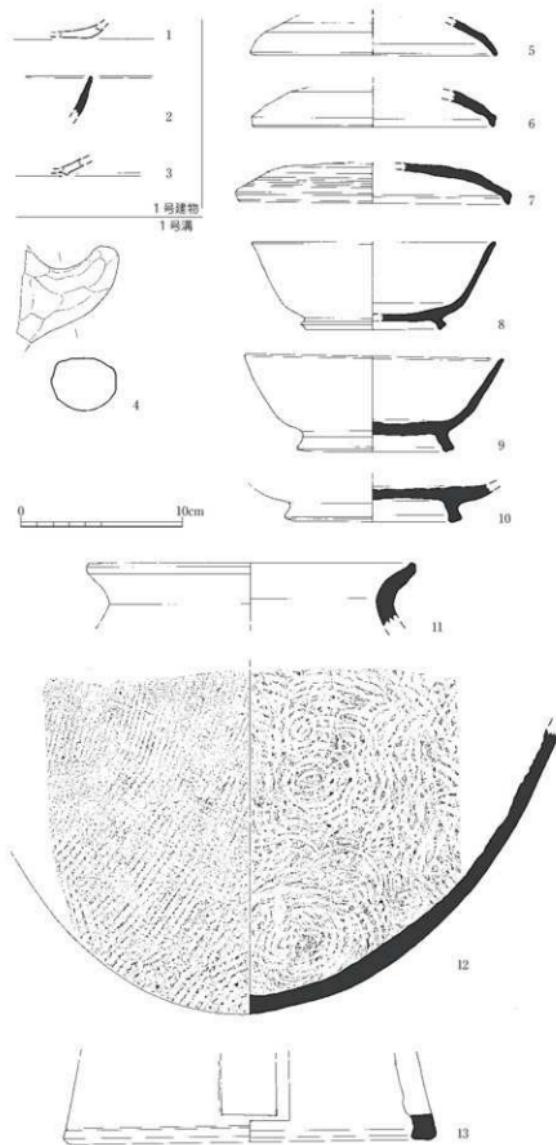
1号掘立柱建物跡の北に位置する方形プランの柱穴で、埋土も同じだったので1号掘立柱建物跡と同時併存していた可能性が高い。調査区内には楕円形プランでやや小さい柱穴があるのみで、周囲には柱穴が見られなかった。西に隣接する用地で地権者の許可を取り1号掘立柱遺物跡と同一主軸方向に拡張グリッドを入れてみたが、柱穴は見られず掘立柱建物跡を構成するものではないと考えた。柱痕が検出されたので柵跡だろうか。あるいは、1号掘立柱建物跡と軸をまったく異なる建物跡の柱穴である可能性も残る。時期を特定する遺物はない。

#### その他の出土遺物（図版28、第55図）

2は出土地点不明の打製石錐で、凹基式長三角形で、両面加工。サスカイト製で0.64gを測る。3はピット2出土の断面円形の不明棒状鉄製品である。

#### II区の調査

I区調査区の南端から、



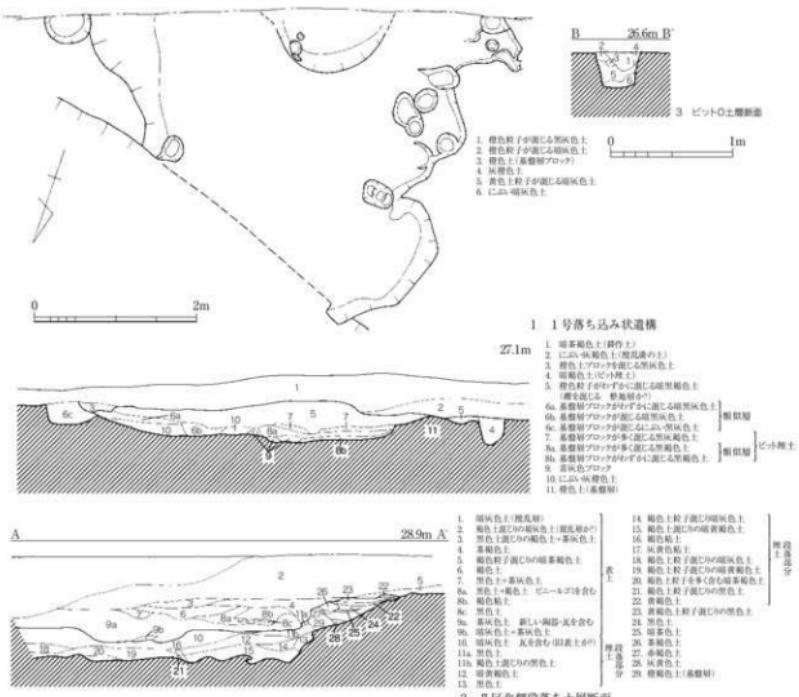
第52図 出土土器実測図(1) (1/3)

現道を挟んで約30m南側を北端にする調査区で、ハッピ集落の北端部にあたる。周辺の水田面から約1m高い、標高28.4mを測る微高地の平坦面で、近世以降の建物が建っていたとみられる。

北東-西南方向を向く現道の南東側に沿って長さ30m、幅7~8m範囲をバックフォーで表土を剥ぎ遺構検出したが、調査区の北隅部は一段低い地形、西側の広い範囲に建築廃材をも含む大きな搅乱坑があり、実質的な遺構検出範囲は150m前後である。

調査区中央部では、約6m幅で平行する2条の搅乱溝と、これに挟まれて直交する方向の2条の搅乱溝が約3m幅で平行しているほか、縦りのない灰色土の詰まった柱穴状ビットが1m前後の間隔で等間隔に確認されることから、この搅乱溝と柱穴状ビットは近世の構築物に伴う基礎の可能性が高い。このほか、樹木根の搅乱穴も多数みられた。

確認された遺構としては、北端部で調査区に直交する方向の段から約7m離れてほぼ平行する1条の小溝（2号溝状遺構）が調査区を横断している。この他に、柱穴状ビットが多數発見されたが、規模は小さく、配置から建物等の柱を構成すると考えられるビットは確認できなかった。



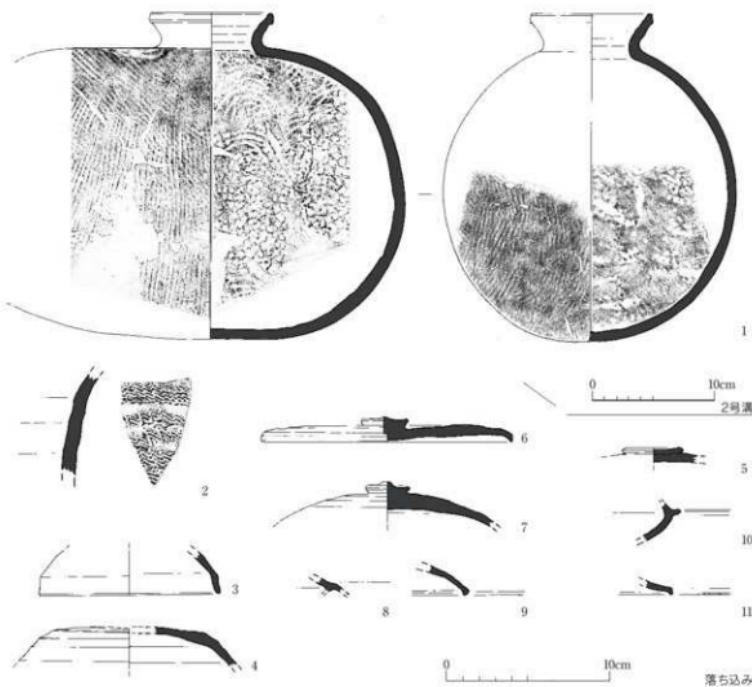
第53図 その他の遺構・土層断面図 (3は1/40、他は1/60)

北端部の段は1m近い高低差がある。段差の堆積土は、上半分がビニール系ゴミや近世瓦片などを含み、中位にみられる旧表土らしい厚さ約10cmの黒色土の下層にも、褐色粘土や黄褐色粘土粒を含む暗灰色土が互層状に堆積している。このことから、この段部分では数次に亘る盛土で整地が行われて、近世以降に平坦面が北東側に拡張されたものと考えられる。

## 2号溝状遺構（図版27、第49図）

II区中央部で検出された小規模な溝である。主軸方向N-52°-Wの向きに長さ12mで調査区域内を横断して調査区域外に続く。上縁幅60~80cm、深さ15cm程度を測る浅い溝で、断面は緩やかなU字形である。暗灰茶褐色土が堆積し、底面から発見された柱穴状ピット内堆積土も同様のため、溝とピットの先後関係は不明である。溝内からは、北端部床面に接して須恵器片がまとまって出土した。

なお、溝の主軸方向が古代官道軸線と直交する方向に近いことから、条里区割りに関連する区画溝の可能性があり、溝の深さからみて現況の平坦面は削平されて整地された地形と考えておきたい。



第54図 出土土器実測図(2) (1は1/4、他は1/3)

### 出土遺物（図版 28、第 54 図）

1・2は2号溝状遺構出土の須恵器である。1は横瓶で、外面は平行タタキ、内面は同心円文と車輪文のタタキ當て具痕の2種類が見られる。車輪文は方形格子の帶が3重に巡り、中央部は向かい合う半月形で中央が橋状に残る。内面のタタキ當て具痕は同心円文が多くを占めるものの、底部付近は車輪文が多く入る。2種類の當て具痕の大きさに差はないが、車輪文の方が重複が多く、何度もタタキ締めている。2は頸部で、外面に櫛描波状文がある。内面上端に落下した窯土が付着しているので、正置して焼成している。

### （4）まとめ

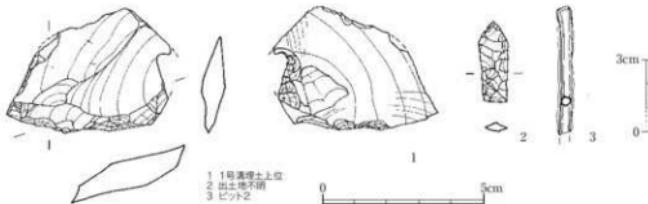
ハッ並下ノ原遺跡は南北2つの台地上に分かれているが、同時期の遺構がないことから、I区とII区とは遺跡の性格は異なっているとみてよい。したがって、1号溝状遺構と1号柵跡はI区の台地上に占地する施設の南端区画であり、大型掘立柱建物跡を含むこの施設はI区内で完結しているものと考えられる。

1号溝状遺構は一見すると直線的だが、東端が湾曲している。これは、掘り直しにより主軸方向が変わったためであろう。1号柵跡の柱穴も直線に並んでいない。1号溝状遺構は規模が大きく壁がほぼ垂直なので、単なる水路ではないだろう。台地を区画するとともに防衛的性格を持った区画溝と考えたい。

1号溝状遺構は8世紀初頭には埋没しており、西に隣接する落ち込み状遺構は8世紀初頭から前葉の遺構なので、1号溝状遺構を埋め戻す際に土取りした痕跡だろう。1号柵跡は落ち込み状遺構に伴うもので、1号溝状遺構埋没後に区画が溝から柵跡に替わった可能性もある。

1号掘立柱建物跡は出土遺物が少なく時期が特定しにくいが、8世紀初頭から前葉に属するだろう。1号掘立柱建物跡の主軸方向は、北西に近接する大ノ瀬官衙遺跡<sup>(註1)</sup>の同時期の遺構群と一致しており、遺跡北側の古代官道は垂直方向に走っている（第56図）。

I区から円面鏡が出土していること、出土土器は供獻器種の須恵器が大半を占めること、官衙的な施設に多用される「ハッ並」という地名<sup>(註2)</sup>に立地することを考え併せると、上毛郡衙である大ノ瀬官衙遺跡に関連する施設があったと考えられる。郡衙関連施設には「館・厨家・郡倉」などがあり、さらに「郡庁別院」や郡倉が別置きされる事例もあるので、施設の性格を特定するには更なる調査を要する。しかし、主軸方向を異なる掘立柱建物跡が建て替えがないことから、郡庁の



第55図 出土石・金属製品実測図（3は1/2、他は2/3）

成立期から存在したものではなく、郡庁の構造変化に伴って必要になった施設なのではないだろうか。今後の調査に期待したい。

### 車輪文タタキ当て具痕

2号溝状遺構出土の横瓶内面に、籠目中心部のようなタタキ当て具痕が見られる。こうした特異な同心円文のタタキ当て具痕は「車輪文」と呼ばれており横山浩一の集成<sup>(註3)</sup>によると、中央部に十字文や星形文などが入るものが多く、本遺跡出土例もこれに含まれる。

天觀寺山窯跡群<sup>(註4)</sup>では同心円文の中心部に十字文を中心とした多くのバリエーションの「車輪文」があり、第Ⅲ区1号窯跡（第57図）に近似例が見られるので2号溝状遺構出土横瓶は天觀寺山窯跡の製品と見てよい。横山浩一によると、1つの窯から発見される須恵器の当て具痕がすべて車輪文で占められるという例はまだ見つかっておらず、本遺跡出土の横瓶の内面に2種類の当て具痕が見られることは1つの窯で同時に併用されていたことを示す好資料となった。

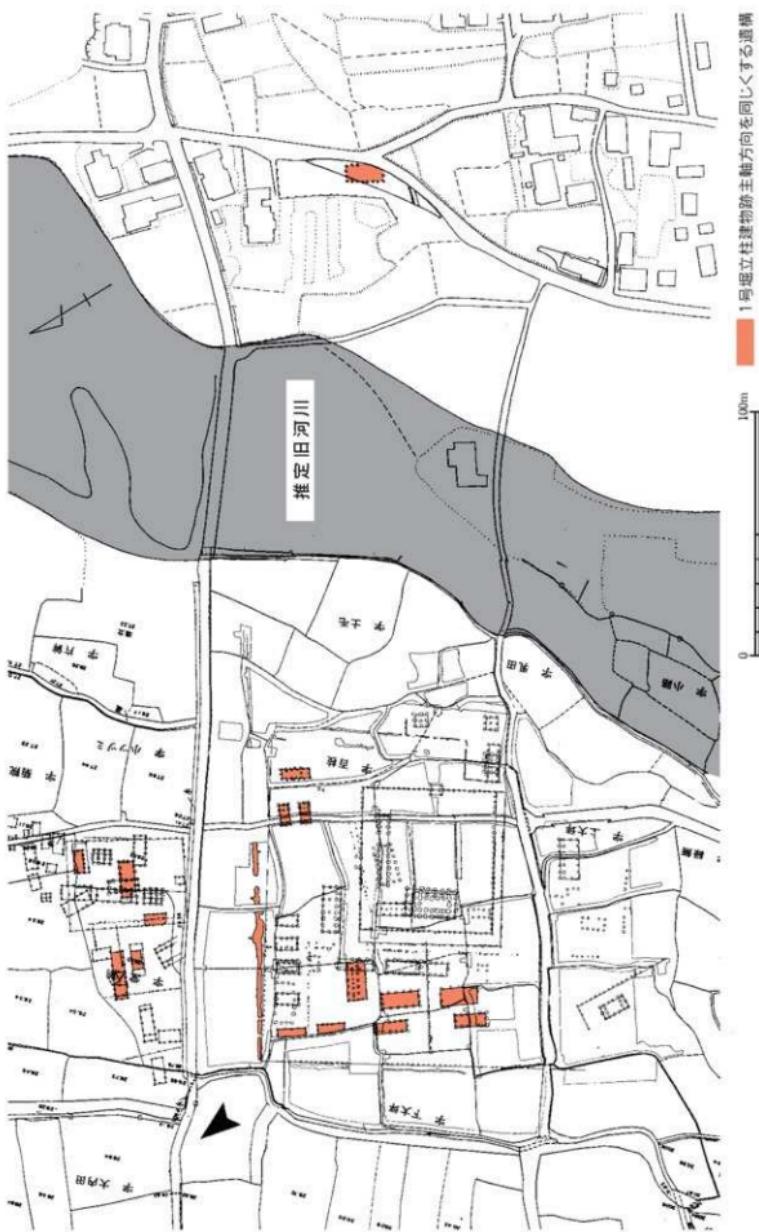
天觀寺山窯跡群の所在する北九州市は遠隔地であるが、上毛町皿山古墳群I区1号墳南墳丘掘出土大甕片にもわずかながら同心円文の中心部に十字の入る車輪文タタキ当て具痕があり、上毛町・中津市ではほかに見られないことから、天觀寺山窯跡群の製品が上毛郡内に搬入されていた可能性が高い。<sup>(註5)</sup>

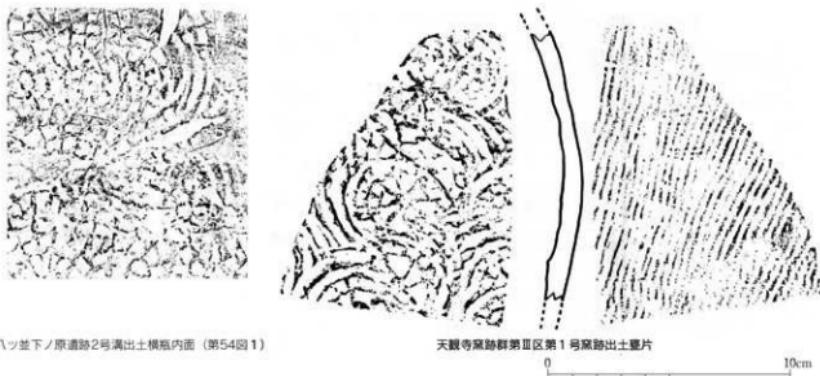
今回の調査は決して広い調査面積ではなかったものの、I区で重要な成果を上げることができた。大ノ瀬官衙遺跡周辺は、南東に大型総柱掘立柱建物跡2棟が発見された下島ヲカ遺跡<sup>(註6)</sup>、南西に評衡の可能性があるフルトノ遺跡<sup>(註7)</sup>、東には表層条里と主軸方向の異なる道路状遺構2条<sup>(註8)</sup>、さらに垂水庵寺<sup>(註9)</sup>が所在しており、奈良時代の重要施設が比較的多く発見されている地域であり、今回の調査でさらに新たな事実が判明した。

### 註

- 1 新吉富村教育委員会 1997『大ノ瀬下大坪遺跡I』新吉富村文化財調査報告書第10集  
新吉富村教育委員会 1998『大ノ瀬下大坪遺跡II』新吉富村文化財調査報告書第11集  
遺構の時期については、新吉富村教育委員会 2000『史跡大ノ瀬官衙遺跡保存整備基本計画』による。
- 2 下毛都衙正倉と推定されている中津市長者屋敷官衙遺跡は中津市永添字ハッ並に所在している。中津市教育委員会 2013『沖代地区条里跡 長者屋敷官衙遺跡 定留鬼塚遺跡』中津市文化財調査報告第63集  
佐賀県鳥栖市ハッ並金丸遺跡では性格を特定できないものの大型掘立柱建物跡が検出されている。鳥栖市教育委員会 2005『ハッ並金丸遺跡』鳥栖市文化財調査報告書第76集  
筑前町八並遺跡は大字三並字八並に所在し、6棟の大型掘立柱建物跡があり、夜須郡衙関連施設と考えられている。夜須町教育委員会 1987『八並遺跡群I』夜須町文化財調査報告書第8集
- 3 横山浩一 1981「須恵器に見える車輪文叩き目の起源」『九州文化史研究所紀要第26号』
- 4 北九州埋蔵文化財調査会 1977『天觀寺山窯跡群』
- 5 九州歴史資料館 2015『東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告-23- ガサメキ古墳群2・3区 皿山古墳群』  
6・7 上毛町教育委員会で整理中。
- 8 上毛町教育委員会 2008『III. 1 横道遺跡』『III. 3 一ノ坪遺跡』『垂水地区遺跡群I』上毛町文化財調査報告書第8集

第56図 ハッ並下ノ原遺跡と大ノ新官跡遺跡の関係図（1/2,000）





第57図 車輪文タタキ当て具痕比較図 (1/2)

福岡県教育委員会 1996 「一般国道10号豊前バイパス関係埋蔵文化財調査報告第3集 池ノ口遺跡」

9 新吉富村教育委員会 1976 「垂水廃寺」新吉富村文化財調査報告書第2集

新吉富村教育委員会 1999 「垂水廃寺Ⅱ 宇野地区遺跡群Ⅰ」新吉富村文化財調査報告書第12集

## IV おわりに

本報告書では、京築県土整備事務所管内一般県道道路改良に係る3遺跡の発掘調査成果について報告を行った。

和井田遺跡では、吉富町内で初めて弥生時代後期後半及び古墳時代前期の集落の一部を確認した。隣接する豊前市及び大分県中津市を見わたすと、周防灘沿岸でのこの時期の遺跡は以外に少ない。中津市街地付近では中津城跡や沖代地区条理跡があり、下層の調査が困難なこともあるが、調査された最も近い集落では、南に隣接する上毛町の山国川の自然堤防上や同町の上唐原地区の遺跡があり、臨海地の環境とはやや異なる。本遺跡は周防灘に近く、また海側には「直江」の字名があり、当時の海岸線がこの付近まで入り組んでいた可能性も考えられる。1号竪穴住居跡から出土した一括資料には畿内や瀬戸内系の資料と共に、生産場所や生産者の異なる製品が見られ、交易や交流のあったことが見て取れる。7号竪穴住居跡が円形を呈することも瀬戸内地域との関係が示唆されるることは既に記述した。当遺跡が周防灘沿岸であること、また山国川が近く海からの運搬に有利な立地であることを考えると、海運を利用した交流が確立していたことも考えられよう。やや時期は遡るが、上毛町の上唐原地区の同時期の遺跡においても畿内や瀬戸内地域、山陰地域の影響も認められる。当該地域の古墳時代初頭～前期において、各地域との交流があったことは想像に難くないが、吉富町の海側に所在する皇后石周辺で土師器が多量に出土したとの情報と合わせ考えて、和井田遺跡を含む山国川や佐井川河口付近に、海運に関わる集落があったことも考えられるのではないだろうか。山国川河口の八幡古表神社に伝わる海での神事の存在なども含め、当該地域の当時の交易を考察するにあたり、今後の周辺地域の調査に期待するところである。

成恒山ノ内遺跡では古代の遺構を検出している。成恒山ノ内遺跡では遺構・遺物共に僅かであることからその性格についての言及は困難であるが、条里地割の成立時期や地形による開発の時期差など、古代のこの地域の利活用の状況を考察する一要素になるものであろう。

八ツ並下ノ原遺跡では、8世紀の大型掘立柱建物が良好な状況で検出され、溝からは円面鏡や綠釉陶器など、官衙的性格の遺物が出土した。当遺跡は国史跡「大ノ瀬官衙遺跡」や評術の可能性がある「フルトノ遺跡」などの地域の中心的な官衙施設が所在する地区と近く、さらには大字名が「八ツ並」であることも含め、これらの遺跡に関連する官衙的施設の存在が十分に想定できる場所である。今回の調査は狹小な面積での調査であったことから、施設の全容を窺がうことは困難であり、その性格については今後の調査に委ねられるが、大ノ瀬官衙遺跡と旧河川を挟んで対峙した場所に位置し、掘立柱建物がいくつかの建物跡と同方位を取るがあったこと、区画又は防御的な性格を持つと思われる溝から円面鏡などの識字層の存在を示す資料が出土したことの意義は大きい。7世紀に建立された垂水廃寺や古代官道との位置関係も含め、官衙や公的施設の配置関係、文献に数多く名称が現れる様々な施設の存在など、当該地域の律令社会成立期前後の様相を検討する上で、貴重な成果と考えられる。

最後に、今回報告したすべての遺跡の発掘調査及び整理作業においては、調査地周辺の方々や作業員の方々、地元教育委員会をはじめ多く方にご協力いただいた。ここに改めて謝意を表します。

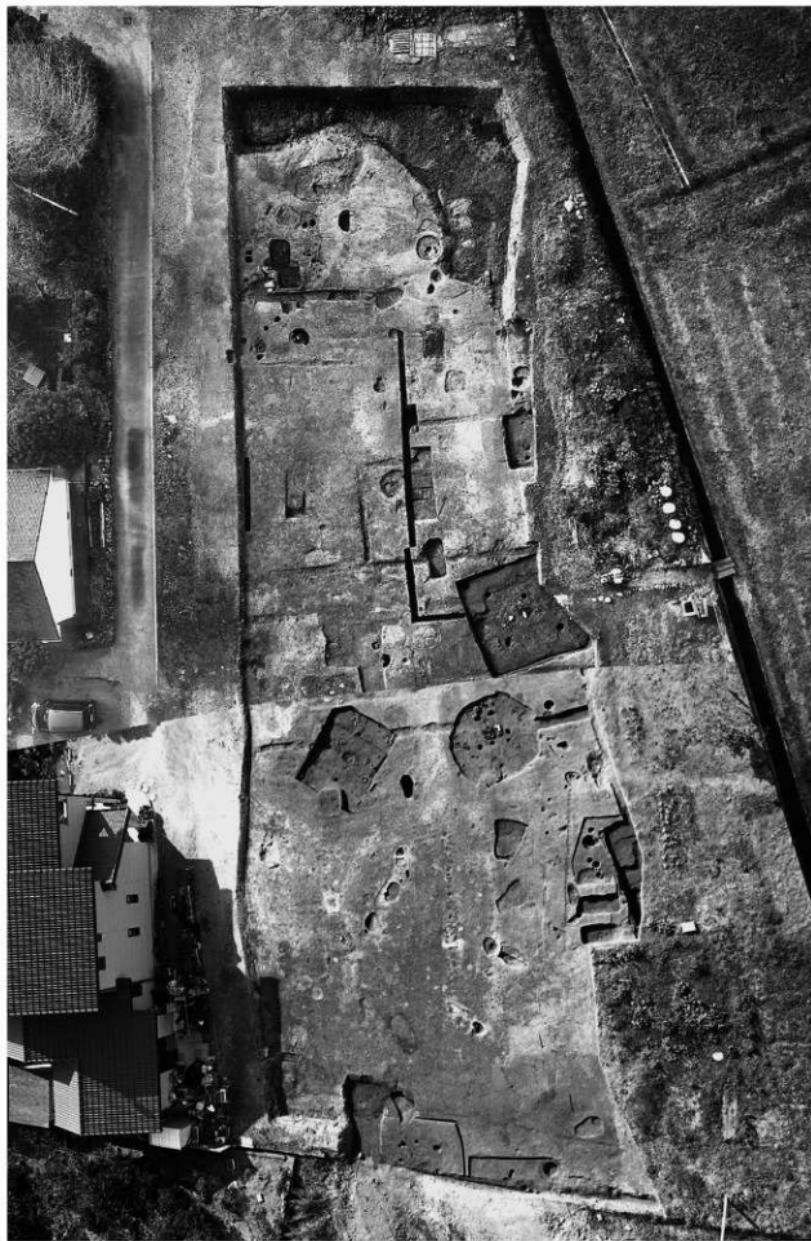
# 図 版

1. A調査区、B調査区  
南半部  
(北東上空から)



2. 調査区より南西方向  
上毛町側を臨む



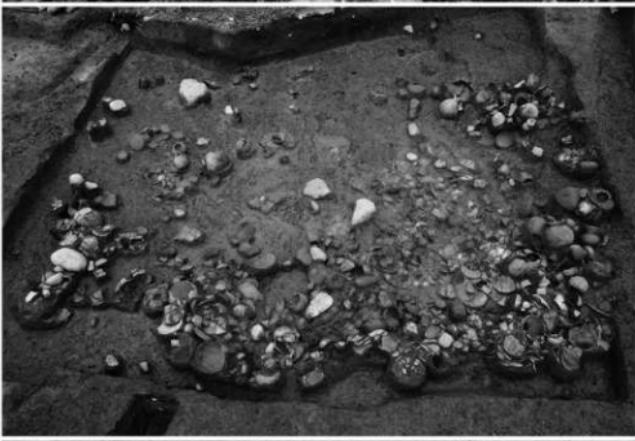


1. B 調査区全景（上空から 右下が北）

1. 1号竪穴住居跡  
土器出土状況、  
土層断面西半部  
(北から)



2. 1号竪穴住居跡  
土器出土状況  
(東から)



3. 1号竪穴住居跡  
土器出土状況  
(北東隅、南西から)

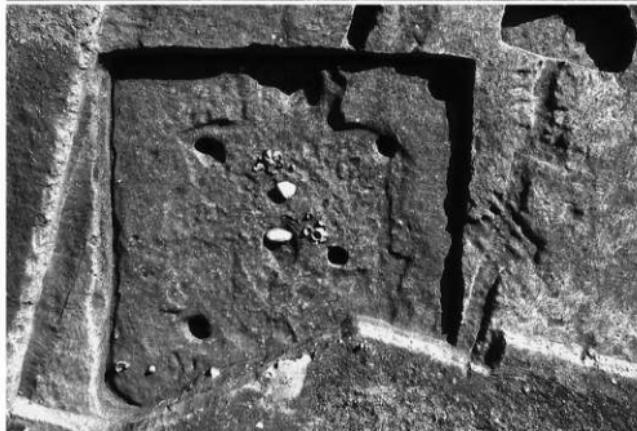




1. 1号竪穴住居跡  
南東隅土坑 柄杓  
型木製品出土状況  
(南から)



2. 1号竪穴住居跡  
完掘状況  
(西から)



3. 1号竪穴住居跡  
完掘状況  
(上空から 上が東)



1. 2号竪穴住居跡  
土層断面  
(東から)



2. 2号竪穴住居跡  
土器出土状況  
(西から)



3. 2号竪穴住居跡  
完堀状況  
(西から)



1. 3号竪穴住居跡  
土器出土状況  
(北西から)



2. 3号竪穴住居跡  
完掘状況  
(北西から)



3. 4号竪穴住居跡  
(北東から)